

旭川市認知症総合支援事業検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号の規定による認知症総合支援事業について検討するため、旭川市認知症総合支援事業検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 認知症初期集中支援推進事業に関すること。
- (2) 認知症地域支援・ケア向上事業に関すること。
- (3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから参加者20人以内をもって組織する。

- (1) 保健、医療又は福祉の関係者
- (2) 市長が適当と認めた者

(会議)

第4条 検討会は、市長が招集する。

- 2 会議の進行は、福祉保険部長寿社会課において行う。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、福祉保険部長寿社会課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。